

# 南あわじ市 農業委員会だより



## 第10号

平成25年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL.(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

# 謹賀新年

## 新年のごあいさつ



南あわじ市農業委員会

会長 船本 泰生



新年あけましておめでとうございます。希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃は、農業委員会の運営並びに農政全般にわたりまして格別のご理解、ご支援賜り厚くお礼申し上げます。

昨今の農業を取り巻く状況は大きく変化しており、農業者の高齢化や農家数の減少、鳥獣害の増加による耕作放棄地の増加等、課題が山積みしています。

一方で、企業の農業参入や新規就農、集落営農など日々変化しています。これらの問題に対応して、農業者（経営体）や生産基盤となる農地を確保するために、国や県は“人・農地プラン”を推進しており、南あわじ市でも本年度、各地区の要請で説明会を開催しています。その結果、現在4地区がこの事業に取り組んでいます。今後この事業に取り組む地区が増えることを願っています。

不耕作地や耕作放棄地の増加に関する問題では農業委員会が毎年実施している現地調査により、所有者への意向調査や適正な指導によって、南あわじ市から耕作放棄地を少しでも減少させていきたいと考えています。今後、法令を遵守し、法令業務の適正な執行と農林振興への取り組みを強化するとともに、南あわじ農業が魅力ある農業としてより一層発展するようできる限り努力をする所存でございます。皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 農地が荒れると地域があぶない

遊休農地は迷惑田んぼ。

不法投棄や災害発生への心配も…

農地は、農業生産活動を通じて、水田での貯水出水調整などの機能を持ち、国土の保全や防災、景観の維持、緑地空間の確保といった多面的かつ公益的な役割も果たしています。最近では遊休・荒廃化する農地が増えています。最近では遊休・荒廃化する農地が増えています。最近では遊休・荒廃化する農地が増えています。最近では遊休・荒廃化する農地が増えています。



## 農地バンクを活用しましょう

遊休農地・耕作放棄地をなくしましょう

農地バンクは、農地の所有者（貸し手・借り手）の管理できなくなった農地の情報を、規模拡大農家（借り手・買い手）に提供し、農地の流動化と有効利用を図る事業です。

また、平成二十二年一二月の農地法等の一部改正により、農地の貸借についての制限が緩和され、農作業に常時従事しない個人及び農業生産法人以外の法人（一般法人）も、農地を借りられるようになりました。



ご相談ください！

農地は、荒らさず利用するもの



農地は、地域にとっても大切な財産です。作れなくなったら、まず農業委員会に相談してください。法律や各種制度なども考慮しながら、よりよい活用方法をあなたと一緒に考えてみます。

農地の転用には許可が必要です

農地の無断転用をなくそう

農地転用とは農地を農地以外のものにする事です。例えば、農地を住宅、工場、資材置場、道路、山林（植林）などの用地に転換することを言います。すべての農地（田、畑、樹園地、採草放牧地）が対象です。

一時的な農地転用（資材置場や土砂採取）・農地改良のための一時転用（面積：三千㎡以下または工事期間：三ヶ月未満のものは届出）は許可が必要です。



〜お知らせ〜

農協選任委員の  
交代がありました。



原口 洋  
(北阿万伊賀野)  
担当地区 伊賀野

農家環境が少しでも改善できるよう  
微力ながら努めます。

委員の交代により、一部担当の地区  
の変更がありました  
○国上地区：…藤原 基延委員

**農地法第三条に基  
づく下限面積の変更**

農地の権利を取  
得する場合は、取  
得後の農地面積の  
合計が規定の面積  
以上になる必要が  
あります。

※平成二四年五  
月二一日より、下  
記のとおり改定さ  
れました。

| 区 域 | 南あわじ市内<br>(右記以外) | 南あわじ市内のうち<br>福良、灘、沼島 |
|-----|------------------|----------------------|
| 改定後 | 50アール            | 30アール                |
| 改定前 | 50アール            |                      |

**女性農業委員の声**

〜一年を振り返って



伊吹 榮子  
担当地区  
松帆古津路・北方  
塩浜・江尻

南あわじ市では、平成二三年八月、議会  
推薦で女性農業委員が二名誕生しました。  
私は、そのうちの一人です。

農業委員の仕事は、法令に従って、農地の  
貸借・転用・取得等の審議と申しております  
が、実際業務を行ってみて、役割の重さ、業  
務の範囲の広さに驚き、戸惑いがありまし  
た。

しかし、基本は農地と農業を守り育てる  
ことだと思えます。

農家の皆様のご理解のもとで二年余りが  
過ぎましたが、振り返りますと、耕作放棄  
田の調査や農地パトロールで担当地域を回  
り、今まで知らないことばかりでしたが、地  
元の圃場の現状が見えてきました。

就任のお陰で多数の方にお会いでき、農  
地について多くの勉強をさせていただきました。  
あと二年余り、南あわじ市の農業の発展  
と農地の保全、農家の安心安全のための農  
業者年金に多くの方が加入してくださるこ  
とを願い、努力いたします。今後ともご協力  
とご支援のほどお願い申し上げます。

**農業委員会委員選挙人名簿**

申請はお済ですか？

提出期限

平成二五年一月二〇日(木)

※農業委員会事務局または  
各総合窓口へ提出してください。

**申請書等審議日程**

南あわじ市農業委  
員会では、毎月次の  
日程により申請書等  
の受付、審議、許可  
等を行っております。

申請についてのご  
相談はお早めにお願  
いいたします。

申請書等受付締切  
毎月五日

(閉庁日の場合は前日)  
総 会  
毎月二〇日頃

**賃借料情報**

平成二三年一二月  
から平成二四年一  
月に締結(公告)さ  
れた市内の賃貸借水  
準(一〇アールあた  
り・単位円)  
※ 田のみ

| 区 分  | 平均額    | 最高額    | 最低額   |
|------|--------|--------|-------|
| 表裏作  | 10,700 | 33,300 | 600   |
| 表作のみ | 7,200  | 11,000 | 600   |
| 裏作のみ | 9,000  | 13,000 | 1,000 |



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です

# 農業者年金

年金の仕組みと政策支援

あなたの老後生活への備えは十分ですか？  
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！  
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！  
**しっかり積み立て、がっちりサポート**  
**安心で豊かな老後を**



農業に従事する方なら  
広くご加入いただけます

- 農業に従事している **国民年金第1号被保険者の方**なら誰でも加入できます。
- 少子高齢時代に強い年金です。
- 保険料の額は2万円から自由に決められます。
- **終身年金で80歳までの保証付**
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 農業の担い手には手厚い **政策支援（保険料の国庫補助）**があります。

～お問い合わせ～

**農業委員会事務局**  
(TEL.43-5029)

またはお近くの

**あわじ島農業協同組合**  
(TEL.42-5200) ^



# 全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS



毎週金曜日発行  
B3版8～10頁建

**購読料：月600円**  
[送料、税込み]

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する経営とくらしに役立つ農業総合専門誌

申込は農業委員会事務局へお問い合わせください。  
(TEL.43-5029)